

LPガス販売事業者各位

(一社) 沖縄県高圧ガス保安協会LPガス部会
部会長 福原 徹 (公印省略)

「自主取組宣言」の実施について (お願い)

今般の液石法取引の適正化・料金の透明化に向けた「改正省令」を踏まえ、令和6年3月28日に開催されました全L協理事会において、LPガス業界として新制度の下で商慣行是正を推進していくことが重要であることから、販売事業者自ら「自主取組宣言」を行うことが重要と合意されました。

これを受け、LPガス部会では6月28日に開催されました第1回部会委員会において、「これからもLPガス販売事業者がお客様から選ばれる企業となるため」、それぞれの販売事業者が「自主取組宣言」を行い、対外的にコミットメント(公約)することで、LPガス業界全体の気運醸成を高めることを目的に「自主取組宣言」総決起大会を実施することが了承されました。

9月3日に開催されました「液石法 改正省令に伴うガイドライン説明会」並びに「自主取組宣言」総決起大会では、約160名の参加を頂き「我々は、自主取組宣言を令和6年度内に実施することを決意する」との決意表明を行いました。また、今年度からの立入り検査について、沖縄県からは従来の項目に加えて改正された省令への対応状況を確認する旨説明が有りました。

(立入り検査追加項目)

- ◆業務体制(法令順守に向けた社内体制の構築)
- ◆賃貸借契約前の料金表等の提示の有無
- ◆賃貸物件における過大な営業行為の有無
- ◆切替え制限の有無

その他、LPガス部会では「改正省エネ法」説明会(8月22日開催)において、建築・設計事業者へ「正常な商慣習を超えた利益供与の禁止」をお伝えし、LPガス販売事業者に過大な営業行為を求めること等は違法となる恐れがある旨をお伝えしております。

各LPガス事業者におかれましては、令和6年度内に全事業者が「自主取組宣言」を行って頂きますようお願い致します。(別紙)

液化石油ガス法「改正省令」概要

- (1) 過大な営業行為の制限 2024年7月2日施行
- (2) 三部制料金の徹底(設備費用の外出し表示・計上禁止) 2025年4月2日施行
- (3) LPガス料金等の情報提供 2024年7月2日施行